

東近江市農業振興施設整備工事 (電気・機械設備工事)

発注者 東近江市

設計者 株式会社 創作舎

電気設備工事特記仕様書									
工事概要	工事名稱	東近江市農業振興施設整備工事(電気設備工事)							
	工事場所	滋賀県東近江市辺町2533番地							
	用途規制	第1種低層 第2種低層 第1種高層 第2種中高層 第1種住居 第2種住居準住居 近隣商業 商業 準工業 工業 工業専用 指定なし							
	その他の規制	風致地区 自然公園 市街化区域 [市街化調整区域] 法22条指定区域 指定なし							
	工事期間	契約工期による。							
	NO 名称	工種	構造	床面積(m2)	延面積	備考			
1 農業振興施設	新築	鉄骨造	610.99m ²		610.99m ²				
概要説明	八日市公設市場西側の駐車場に、鉄骨造平屋建ての農業振興施設を整備する工事である。								
別途工事	プレハブ冷蔵庫設備工事、建築工事								
電気工事仕様	1 国内及び特許仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官房常勤監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(以下「標準」という。)及び「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(以下「改修仕様」という。)による。国土交通省大臣官房官房常勤監修「電気設備工事監修指針(最新版)」及び「建築改修工事監修指針(最新版)」を参考とする。機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。								
	2 特記仕様	(1)項目は印に○印のついたものを適用する。 (2)特記項目は印に○印のついたものを適用する。 ○印と◎印のある場合はどちらに適用する。 (3)特記事項に記載の()内表示番号は、標仕の当該項目、当該表、当該図を示す。特記事項に記載の()内表示番号は、標仕の当該項目、当該表、当該図を示す。							
	3 施工に際し、施工手順書である建築工事施工チェックシート(最新版)に従い提出すること。								
	章 項目	特記事項							
	① 施工基準	・本工事は、工事請負契約書及び同款式を遵守し、本特記仕様書を含む図面、標仕により完全に施工する。上記相互間に矛盾のある場合は優先順位は、記載の順序とする。(1.1.1)							
	② 適用基準等	・本図は、工事の大要を示すものであるので、詳細位置等については、監督職員と打合せの上、その指示に従い入念に施工すること。 ・その関係法規に基づき安全に施工すること。 ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官房常勤監修 最新版) ・工事実績撮影ガイドック(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官房常勤監修 最新版) ・電気設備工事監修指針(国土交通省大臣官房官房常勤監修 最新版)							
	③ 官公署その他への届出	・東近江市建設部 施設建策課 工事管理マニュアル(最新版) ・本工事における官公署の登録、完了に係る消防法等全ての法規検査は、受注者にて行うものとする。また、その費用(手数料)も、一切受注者負担する。(1.1.3)							
	④ 工事実績情報の登録(CORINS)	受注者は、工事請負金500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員が受け取った後に、次に示す範囲内に、㈱日本建設情報総合センター(JACCI)に提出するとともに、センター登録の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。ただし、期間には、土曜日・日曜日・国民の祝日に開催される法律に定める国民の祝日等を含まない。(1.1.4)							
	⑤ 別契約の開通工事	受注者は、別途施工する工事の業者で互いに連絡を取り、定期的に協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合いについて図示あるも、施工時に応じ協議を行い連絡を密にすること。(1.1.7)							
	⑥ 現場代理人等	1原則として、現場代理人は、他の工事と重複して從事することはできない。ただし、工事準備等を含め工事現場が不稼動である期間は、常時その責任はないが、現場の安全を行な、緊急時の対応を速めにとれる体制を確保すること。 2現場代理人は、監督職員と受注者との直接的な雇用契約の確認できるもの(健康保険料の支掌等)を「現場代理人等履歴」に添付しなければならない。また、変更が生じた場合は、速やかに「現場代理人等履歴」を提出し、同様の確認を受けなければならない。 3主任技術者も同様の確認を受けなければならない。 4現場代理人と主任技術者は監修技術者を兼ねることができる。 5主任技術者は専任を要しない期間 (1)現貨契約の締結後、現実施工着手までの期間(現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者は監修技術者の工事現場への専任を要しない。 (2)工事請負契約書(以下「契約書」という。)第3条(項目に定め)に契約した旨の報告を受け、完了確認した翌日から実績期間満了の期間については、主任技術者は監修技術者の工事現場への専任を要しない。 受注者は、建設法で定めた専任の技術者等の在宅を行なう。現場に赴き技術者等に当たせること。また、建設工事公害防止対策規則を遵守すること。 工事現場に置く電気保安技術者は、電気保安法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。(1.3.3)							
	⑦ 技術管理	●要 1部分的な設計変更是一部の追加工事などに際して請負金に増減が生じた場合受注者は、施工に先立ち工事費の増減を算出した明細書を提出し、監督職員の承認を得ること。 2材料、工法等の変更により建築基準法第6条第1項「計画の変更に係る確認」の申請(第1条第2項において適用を含む。)又は「技術変更の届け」の届けが必要になった場合は、申請手数料も含めて受注者の負担に追加なくこれを行なうこと。 受注者は、工事の内容に応じた火災保険、建築工事保険等を工事目的物に付するものとする。							
	⑧ 電気保安技術者	1工事事務の出入りについては、現場協議の上、決定し、安全管理員を配置して危険防止に努めること。 2工事事務の出入りについては、度制度制を遵守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置することともに、近隣住民に噪音、振動等の公害の対応を講ずること。また、実施運営においても担当者と協議を行い、支障のなきよう努めること。(1.3.7)							
	⑨ 条件明示項目	別添設計圖面に示された仮設計画を参考に、受注者にて構造、施工方法について十分検討の上、事前に協議を行い、開通申請に提出すること。 4現場等については、一定の場所を指定し、火災責任者を記すこと。 5受注者は、送電線等の違法行為を止めた場合、道路交差点を遵守する旨を記した施工計画書を提出すること。 6建設工事は、国土交通省規定の建築基準法(規範)を最もやすやすしく示すものとすること。							
	⑩ 安全対策	11 総合安全衛生管理義務者 12 発生材の処理等 13 産業廃棄物の処理	受注者は、産業廃棄物を適正に処理するに当たり下述事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承認を受けること。 1 本工事に使用する特定建設資材及び提出する特定建設資材案内物については、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)を遵守し、分別収集及び再資源化を実施すること。 2 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法)及び建設廃棄物適正処理推進要綱を遵守し、建設廃棄物の発生抑制及び再利用率の促進に努めること。また、再生資源利用(資源)計画書及び実施計画を作成し、速やかに報告のこと。 3 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、同法第12条の3によるマニフェストシステムにより確実に実施すること。 4 施工計画書には、契約者の写し、施工者の写し、拘束歩道のルート図、運転車のナンバープレートを添付すること。 5 PCBを使用した器具については、監督職員の指示に従い指定された場所に搬出すること。						
工事概要	⑪ その他	14 雷保護設備	本工事は、次に掲げる事項に従って、雷保護設備の一切を施工する。 JISA4201に準じて施工する。						
	⑫ その他	15 材料等の保管	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.6)						
	⑬ 建築材料等	16 建築材料等	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.6)						
	⑭ 材料の検査に伴う試験	17 特別な材料の工法	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	⑮ 施工士	18 技能士	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	⑯ 化学物質の濃度測定	19 技能検定	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	⑰ 技術検査	20 化学物質の濃度測定	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	⑱ 完成時の提出図書	21 技能検定	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
電気工事仕様	⑲ 各種検査合格書等	22 完成時の提出図書	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	⑳ 取扱説明書の作成	23 各種検査合格書等	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	㉑ 工事写真	24 各種検査合格書等	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	㉒ 設計G.L.	25 各種検査合格書等	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	㉓ 市内下請	26 各種検査合格書等	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	㉔ 保険等	27 各種検査合格書等	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	㉕ 施工体制点検	28 各種検査合格書等	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	㉖ 保険等	29 各種検査合格書等	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
電気工事仕様	㉗ 施工引込設備	30 各種検査合格書等	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	㉘ 受変電設備	31 地元説明会	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	㉙ 電灯・動力幹線設備	32 近隣住家の調査	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	㉚ 不當介入の防止	33 バリアフリー	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	㉛ その他	34 設計図の原本	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	㉜ 施工図等の取り扱い	35 施工図等の取り扱い	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	㉝ 施工図面の取扱い	36 施工図面の取扱い	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
	㉞ 建設業者退職金共済制度	37 建設業者退職金共済制度	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						
電気工事仕様	㉟ その他	38 不當介入の防止	シナーラ等においては、工事現場に放置することなく、保管を厳重に留意すること。 (1.4.5)						

種目	適用	項目	特記事項									
15 自家発電設備		工事範囲及び説明 施工方法 定格 使用電線 機器仕様 配管材料	本工事は、次に掲げる事項に従って、自家発電設備工事の一切を施工する。 容量 KVA 電圧 V 日本内燃力発電設備協会認定合格品とする。									
16 機械警備設備		工事範囲及び説明 施工方法	本工事は、次に掲げる事項に従って、機械警備設備工事の一切を施工する。									
17 監視力メラ設備		工事範囲及び説明 施工方法 使用電線 機器仕様	本工事は、次に掲げる事項に従って、監視カメラ設備工事の一切を施工する。 P F 管、ケーブル管 EM—I M H I V H P EM—AM S—5 C—F B MVVS 弱電機器接続図、凡例による。									
18 撤去工事		工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、撤去工事の一切を施工する。									
使 用 機 材 製 造 者 指 定												
本工事に使用する機器材料は、下記に指定する製造者のものを使用すること。ただし、同等品以上の物を使用する場合には、施設建築規所定の様式により承認して使用すること。												
適用	機材名		製造業者									
○	電線		日本工業規格 (JIS規格)									
○	ケーブル		日本工業規格 (JIS規格)									
○	電 管		日本工業規格 (JIS規格)									
○	同 上 付 屬 品		日本工業規格 (JIS規格)									
○	ビニール電線管		日本工業規格 (JIS規格)									
○	同 上 付 屬 品		日本工業規格 (JIS規格)									
○	P F 管		日本工業規格 (JIS規格)									
○	F E P 電線管		J I S C 3 6 5 3 施工方法に適する電線管(角型・丸型とも)ねじ込み接続法可とする。									
○	ブルボックス		積水化学工業	浜松工業	タチバナ	電成興業	八州電工					
	日動電工						ネグロス電工					
	コンクリート柱		日本ネットワーク	大日	日本コンクリート	三谷セキサン	ヨシモト					
	コンクリート(二次製品)											
	マンホール蓋		小島	長谷川	福西	北勢						
	高圧しや断器		エナジーサポート	大堀	東芝	戸上	日本高圧					
	富士			富士	三菱		日立					
	高圧開閉器		エナジーサポート	大堀	東芝	戸上	日本高圧					
	富士			富士			日立					
	変圧器		愛知	ダイヘン	東芝	日立	富士					
	コンデンサー		指月	東芝	ニチコン	日立	三菱					
	明電舎											
	キューピクル		愛知	下平	中立	内外	日満					
	新岩村		新岩村	大正	名神	藤原	別川					
	キューピクル(改修)		草村	新岩村	大正	三星	名神					
	東芝			内外	日東		河村					
	配電盤		愛知	かわでん	下平	中立	内外					
							別川					
○	分電盤		草村	新岩村	大正	三星	名神					
	テシノール		東芝	内外	日東	パナソニック						
	岩崎		遠藤	オーデリック	コイズミ	パナソニック	大光					
○	照明器具		東芝ライテック	日本電気H.E	G S ユアサ	日立	マックスレイ					
	三菱			ヤマギワ			山田					
	夜間照明器具		岩崎	コイト	東芝ライテック	G S ユアサ	パナソニック					
○	配電器具		神保	東芝	里和	パナソニック						
	芦声機器		SONY	T O A	J V C ケンウッド	パナソニック	ユニベックス					
	AV機器			J V C ケンウッド	パナソニック	ユニベックス						
	時計		T I C シチズン	ギョーベル	パナソニック							
	インターホン		アイホン	ケアコム	T O A	東芝	日立					
	パナソニック						日本インターホン					
	トイレ呼出機器		アイホン	ケアコム								
	来客警報機器		アイホン	ケアコム	パナソニック	竹中むじごく						
	表示器		アイホン	ケアコム	T I C シチズン							
	H Y S		D X アンテナ	日本アンテナ	ミハル通信	マスプロ電工	パナソニック					
○	テレビ共聴機器											
	火災警報機器		沖電気防災	ニッタン	能美防災	ホーチキ	パナソニック					
	非常警報機器		沖電気防災	ニッタン	能美防災	ホーチキ	パナソニック					
	防火戸自閉機器		沖電気防災	ニッタン	能美防災	ホーチキ	パナソニック					
	ガス漏れ警報器		沖電気防災	新コスモス	ニッタン	能美防災	ホーチキ					
	矢崎						パナソニック					
	遮雷針		大阪	四国	桜木	N I P	ワールド					
	自家発電機器		オーハツ	ダイハツ	東芝	西芝	日立					
	三菱電機		明電舎	ヤンマー			三菱重工					
	蓄電池		新潟市電気	G S ユアサ	古河電池	パナソニック						
	電話装置		岩崎	日立	N T T	沖	東芝					
	パナソニック						ナカヨ					
	デジタル交換機		N E C	沖	日立	富士通						
	警報保謢											
	電気温水器		東芝	T O T O	日立	三菱	パナソニック					
	舞台照明		東芝	パナソニック	松村	丸茂						
	舞台音響		ヤマハ	J E U G I A	J R C	S O N Y	T O A					
	監視カメラ		SONY	T O A	J V C ケンウッド	パナソニック	ユニベックス					
	太陽光発電		京セラ	パナソニック	シャープ	三菱電機						
	上記メーカーは、参考とし、同等電気能力を有することにより他メーカーの採用を可とする。											
◆ 備考 ◆				I回目 R07.10.10		5回目						
				製図	2回目		6回目					

10.1002/anie.201907002

最新日

1

1

会社

作

近

力役

東近

農業振

整備二

電氣・本

備工事

1

故 事

10

(2)

1

1

1

1

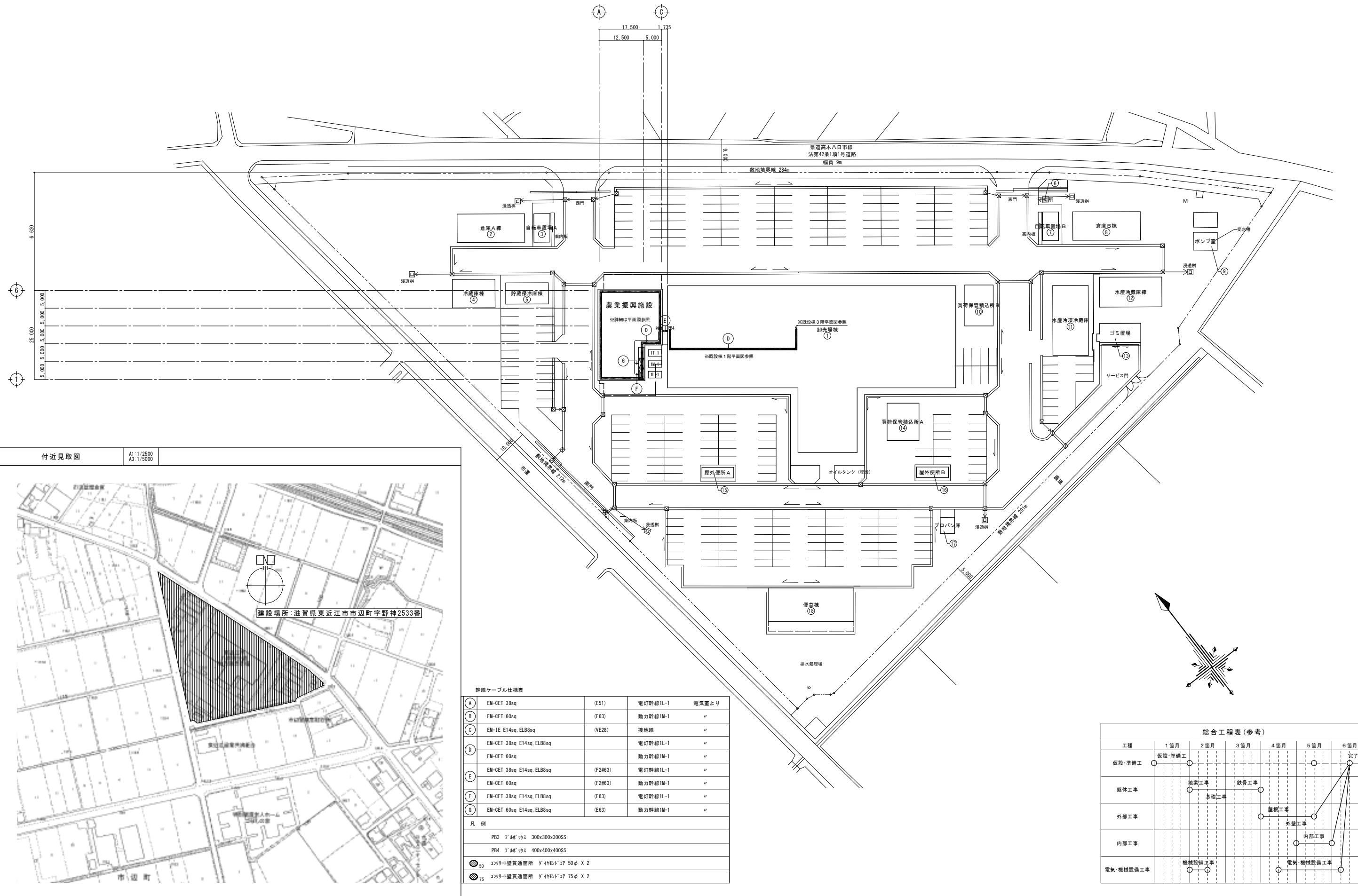
1

第五版

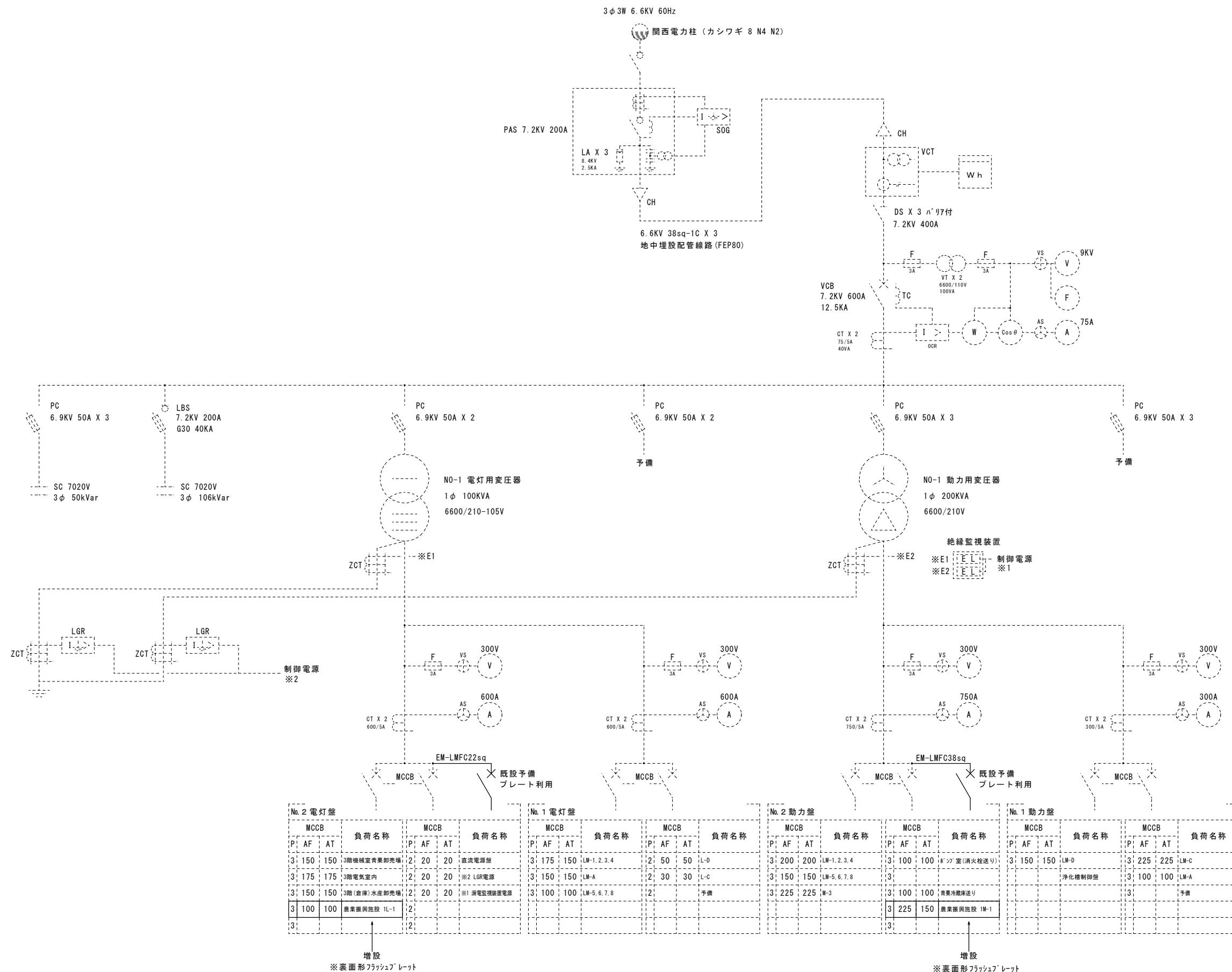
1

工事区分表							以下の項目は○印部分を区分して施工する。ただし、図面その他に特記のあるものは、それに従う。								
	工事項目	建築	電気	機械		別途	備考		工事項目	建築	電気	機械		別途	備考
①	軸体貫通スリーブ及び箱入れ、穴埋め補修	○	○	○				5.6	電動ブライド・電動バトン・電動スクリーン用配線工事（1次・2次）及びリモコン取付け	○					
②	設備用軸体貫通の補強筋及び開口部補強筋	○						⑦	造り付け家具、備品の製作・設置	○					
3	地下消火水槽、蓄熱槽等の躯体内外防水仕上、マンホール、タラップ、連通管							5.8	カーテン、カーテンボックス	○					
④	点検口の製作取付け（床、壁、天井）	○						5.9	サイン	○					
5	吹出口、吸込口、照明器具、スピーカー等の埋込器具取付けのための穴開け、補強	○						6.0	コーナーカバー	○					
6	建物外壁に取付く給排水ガラリの製作取付け	○					（フィルター：機械）	6.1	ブルル	○					
⑦	建具アラリの製作取付け	○						6.2	ブルルの給水・排水	○	○				
8	防火区间、防火上主要箇所に亘る貫通部処理		○	○				6.3	床暖房の給湯器用のコンセント取付け	○					
9	その他設備機器用基礎及び仕上げ	○						6.4	床暖房の二次側配管、配線、リモコン用配管、配線		○				
⑩	設備機器用既製品基礎・鉄骨架台基礎	○	○					6.5	F F式暖房器具の一次配管、配線	○					
⑪	設備機器取付けに伴うアンカーボルト取付け及び穴埋め補修	○	○					6.6	F F式暖房器具の二次配管、配線		○				
1.2	受水槽及びポンプ室付受水槽							6.7	ガス漏れ警報器の配管、配線、取付け	○					
1.3	高架水槽		○				補充水槽	6.8	自家発電機の取付け		○				
1.4	LPGバルクタンク等ペーパーライザー		○					6.9	自家発電への配管、入線	○					
1.5	各種水槽の電極棒及び配管、配線工事	○	○					7.0	シャワーユニットの一次側給水配管、給湯配管		○				
1.6	全上電極棒及び電極棒の調整		○					7.1	シャワーユニットの給水配管、給湯配管の接続	○					
1.7	消防水槽		○					7.2	シャワーユニットの一次側配管、配線	○					
1.8	グリース阻集器（補強工事とも）		○					7.3	シャワーユニットの二次側配管、配線	○					
⑨	既製品流し、ガス台、吊り戸棚、水切り棚	○						7.4	全上機器の取付け	○					
2.0	I Hコントローラ		○					⑧	しゅん工引渡しまでの工事用、調整用電気、水道、ガス等の基本料金、使用料	○	○	○			
2.1	電気温水機		○					⑨	諸官庁等の検査、その他必要な検査の申請手続	○	○	○			計画通知に係る手続は、監理者によるものとする。
⑩	既製品流しの排水金物		○					⑩	機械設備機器の一次側、二次側の配線、接続	○					
⑪	造り付流しの排水金物		○					7.8	発電機の設置、試運転、調整		○				
2.4	洗面器、便所に取付の既製品防錆鏡		○					7.9	発電機の一次側、二次側の配線、接続	○					
2.5	洗面器、便所に取付の大型製作防錆鏡	○						8.0	本工事に伴う各設備の引込負担金			○			
2.6	洗面化粧台及び鏡		○					8.1	E V工事における各階出入口の孔あけ工事	○					
2.7	便器、手洗い廻りの手摺		○				下地補強は建築工事	8.2	E V工事における各階乗場出入周囲のモルタル詰め又はロックウール詰め工事	○					
2.8	小便器自動洗浄用の側電源配管、配線工事	○						8.3	E V工事における乗場駆け付け後の出入口廻りの壁・床及び建築物補修仕上げ工事	○					
2.9	フードの製作取付け		○					8.4	E V工事における屋上・開放廊下等直接外気と接する乗場における雨水よけ工事	○					
3.0	防火戸、防煙、防火シャッターの一次側配管、配線		○					8.5	E V工事におけるビット内防水及び埋め戻し工事	○					
3.1	防火戸、防煙、防火シャッターの二次側配管、配線、開放装置、調整	○						8.6	E V工事における受電箱までの動力電源・照明電源・接地線の引込み及びつなぎ込み工事	○					
3.2	全上用の煙感知器運動装置、制御盤		○					8.7	E V工事におけるインターホン・非常ベル、その他E Vに必要な配管配線設備	○	○				
3.3	昇降機	○						8.8	E V工事におけるビット点検用コンセント設備工事	○					
3.4	昇降機の出入口三方栓カゴ内インターホン取付け及び二次側配管配線、制御盤	○						8.9	E V工事における昇降路頂部の煙感知器設置工事（昇降路頂部から点検が可能）	○					
3.5	昇降機の一次側配管、配線工事		○					⑩	設備機器・器具・配管、配線・ダクト用における吊りボルト及びインサート	○	○				
3.6	防犯用配管工事		○					9.1	テレビ・エアコン等のリサイクル料			○			
3.7	全上入線（電源送り）及び機器取付														
3.8	フラッグポール	○													
⑩	雨水排水の会所樹、排水管	○													
4.0	ルーフドレン及び壁縫配管工事	○													
⑪	汚水、雑排水の会所樹、排水管		○												
⑫	消火器・消火器収納ボックス	○													
4.3	電話機器		○												
4.4	C A T V		○												
4.5	テレビ共聴受信		○												
⑬	エアコン用スリーブ		○												
⑭	空調リモコンの配管、配線工事（集中管理リモコンとも）及び試運転調整		○												
⑮	空調機電源供給工事（室内機・室外機）		○				冷媒配管に共巻き								
⑯	空調機室内機から室外機間渡り配線工事		○												
⑰	換気扇及び換気扇取付栓		○												
⑱	天井扇、ダクト、ガラリ、ベントキャップ		○												
⑲	天井扇、換気扇、サイクル扇のスイッチ取付け工事		○												
⑳	湯沸器本体及び壁取付け用部材		○												
㉑	給湯リモコン用配管、配線工事及びリモコン取付け		○												
㉒	電動ブライド・電動バトン・電動スクリーン取付け工事	○													

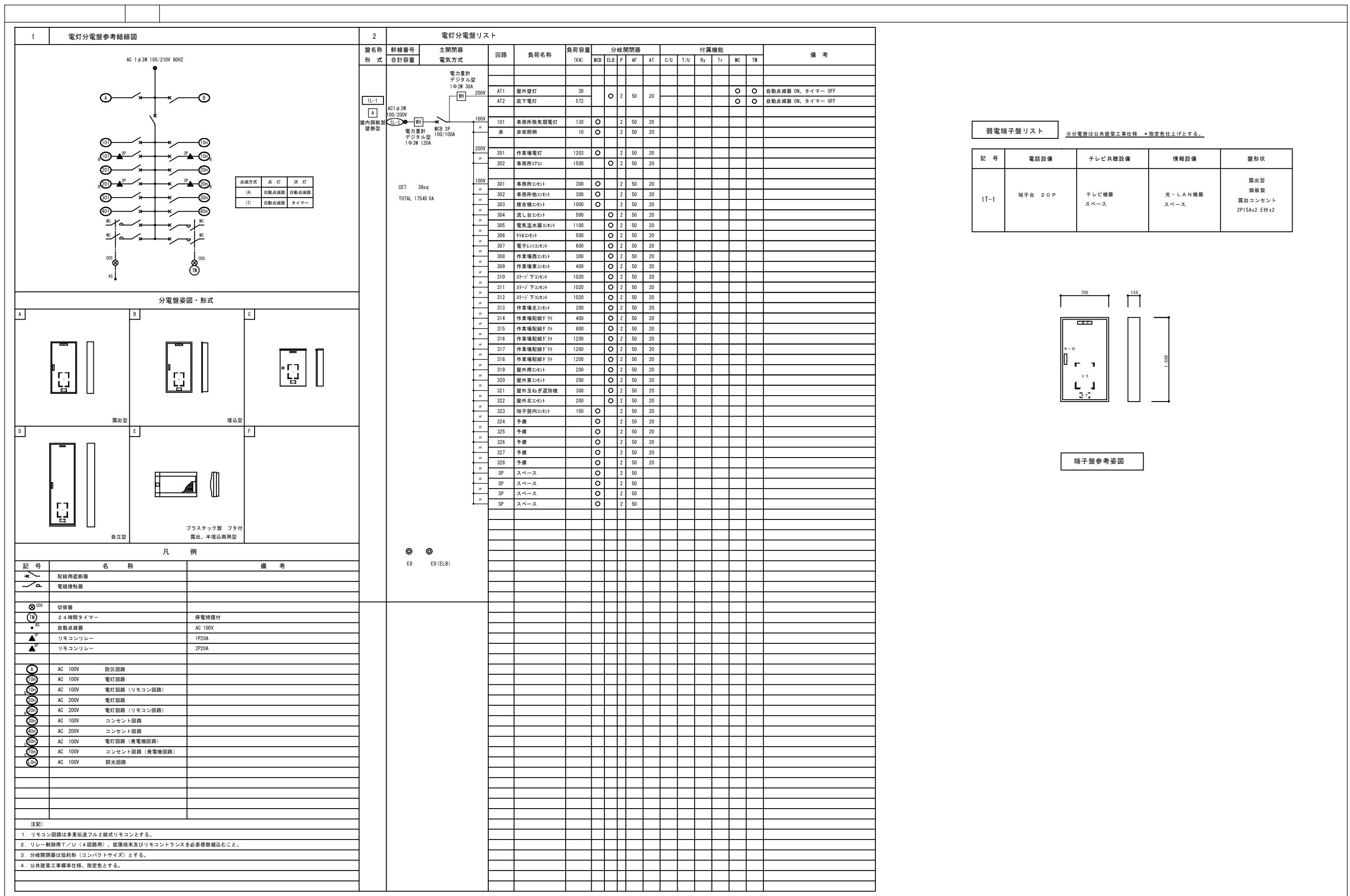
設備用の開口補強数量表																																	
1 設備用軸体貫通補強筋及び開口部補強筋																																	
(1) 梁貫通補強筋（貫通孔 D / 3 以下、梁巾一 400 以下の場合、D は梁せい）																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貫通内径（φ）</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>							貫通内径（φ）	数 量	備 考																								
貫通内径（φ）	数 量	備 考																															
※貫通内径 100 未満の時は補強を必要としない。 (H : 貫通内径 mm)																																	
(2) 壁開口補強筋																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開口面積（m²）</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>							開口面積（m²）	数 量	備 考																								
開口面積（m²）	数 量	備 考																															
※壁筋を切斷しない場合は補強を必要としない。 (A : 開口面積 m²)																																	
2 設備用下地材開口補強																																	
(1) 壁開口補強																																	



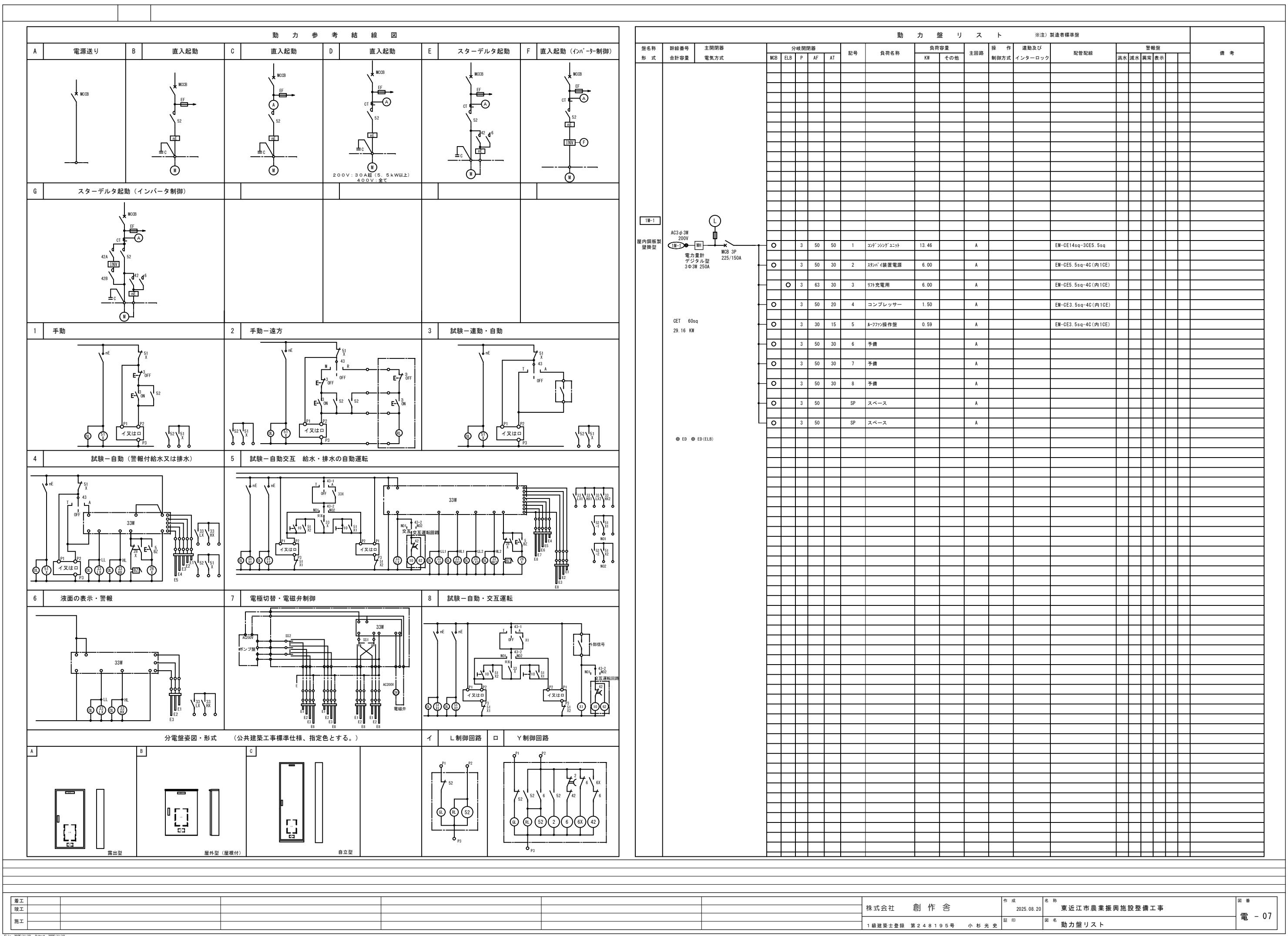
着工		株式会社 創作舎	作成	名称
竣工			2025.10.10	東近江市農業振興施設整備工事(電気・機械設備工事)
施工			印	図名 配置図 電 - 04



着工					株式会社 創作舎	作成 2025.10.10	名 称 東近江市農業振興施設整備工事(電気・機械設備工事)	圖 番 電 - 05
竣工								
施工							1級建築士登録 第 248195号 小杉光史	図名 単線結線図



着工						株式会社 創作舎	作成 2025.10.10	名称 東近江市農業振興施設整備工事(電気・機械設備工事)	図番
竣工									
施工						1級建築士登録 第248195号 小杉光史	証印	図名 電灯盤リスト・端子盤リスト	電 - 06

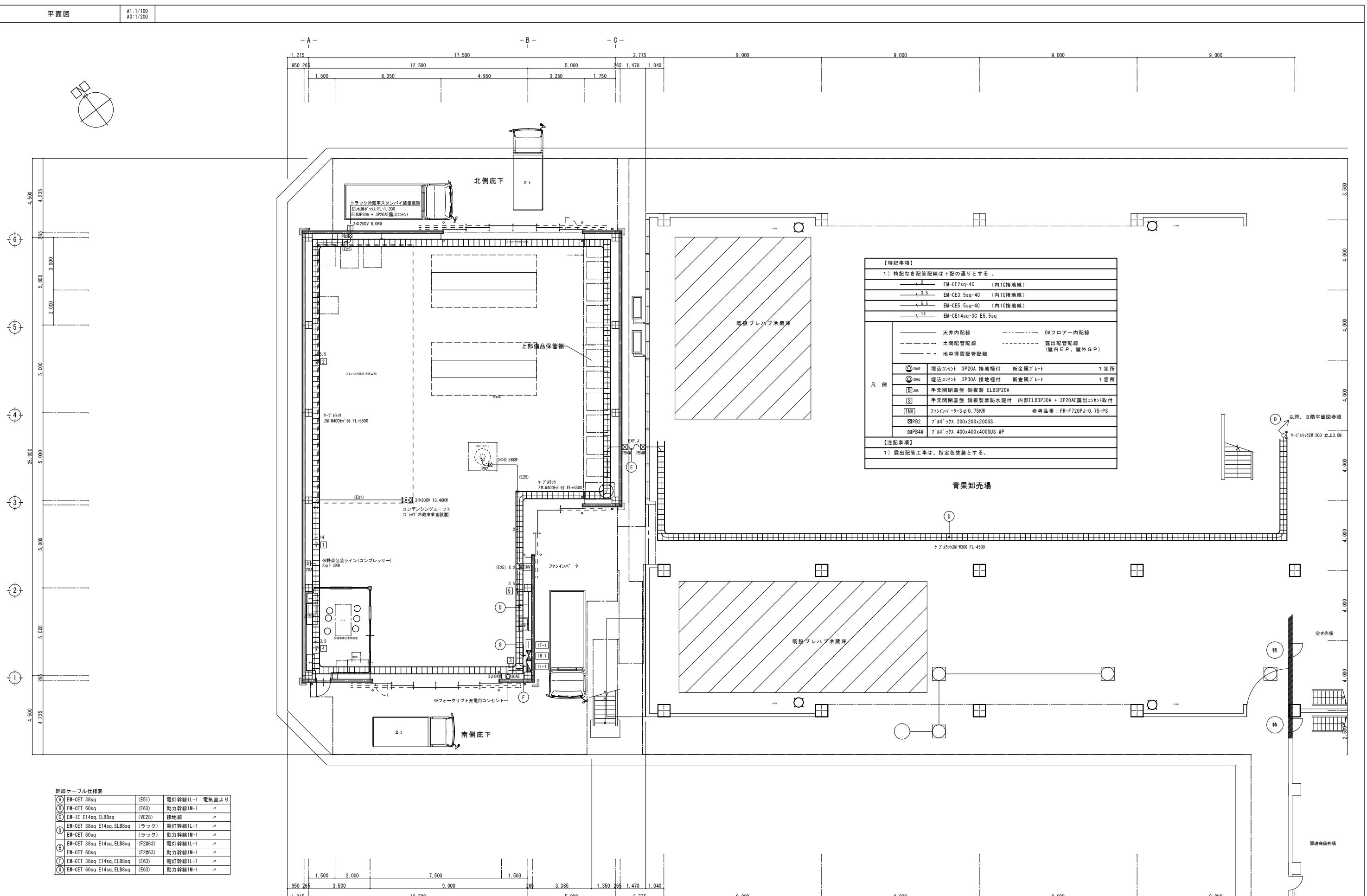


『照明器具の消費電力は JIS C 8105-3の測定方法による』

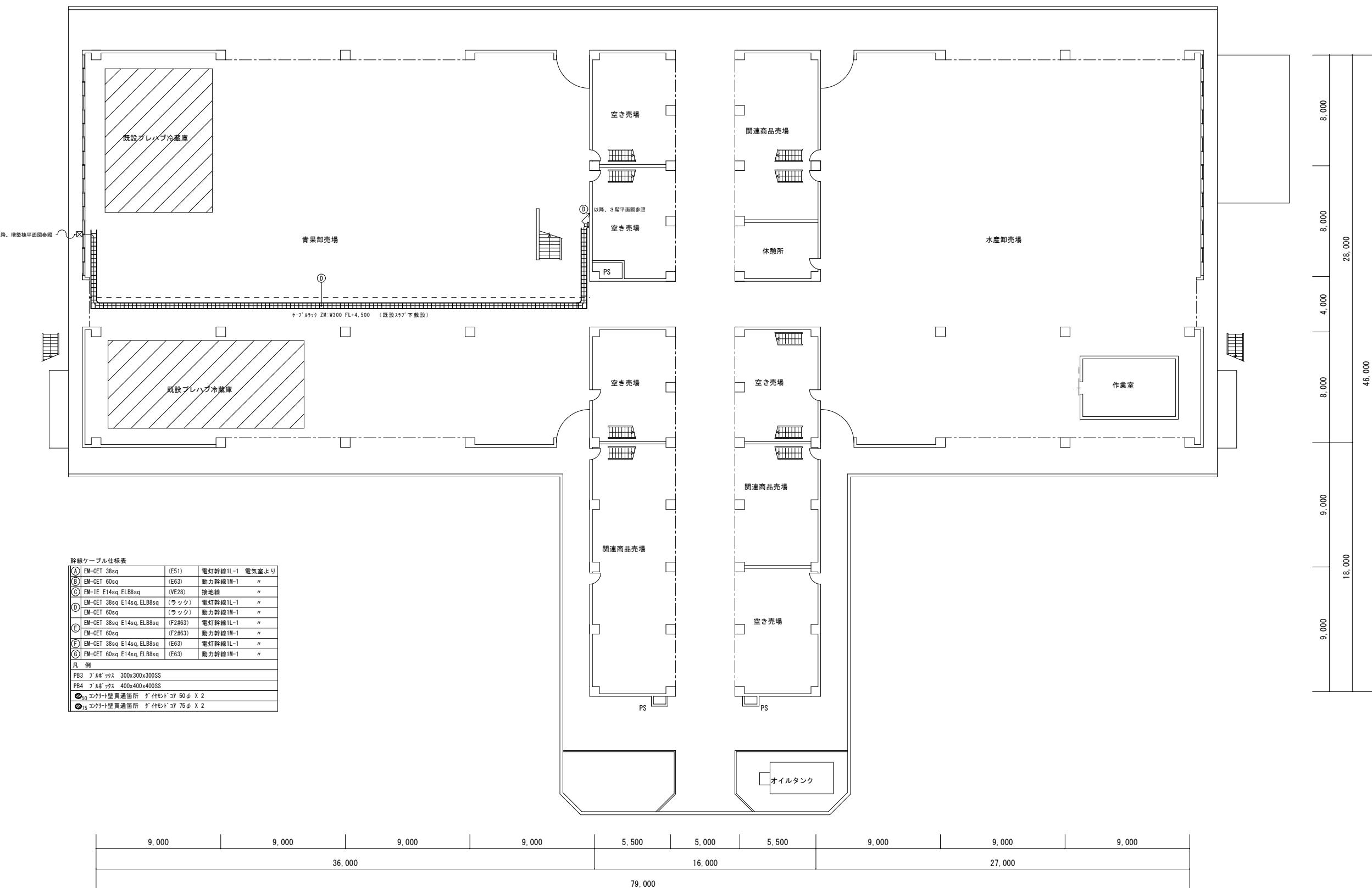
A84	高天井用照明器具 水銀灯400形器具相当	B32	iDシリーズ直付型40形 Dスタイル W150	C44W	iDシリーズ直付型40形 反射笠付型 防湿型・防雨型	D15W	LEDウォールライト 20形																																				
	<p>本体：アルミ、パネル：ポリカーボネート（透明）、アーム：亜鉛鋼板 光束16000lm、消費電力83.5W、電圧100~242V 約5~100%連続調光、落下防止ワイヤー付 光束維持時間40000時間（光束維持率85%）、電源内蔵型 昼白色、5000K、Ra70、拡散タイプ、直付型 器具本体（2kg）</p> <p>参考品番：NYM20201LR9</p>		<p>一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100~242V 本体：銅板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵</p> <p>参考品番：LSS9-4-48</p>		<p>一般タイプ、6900lmタイプ 消費電力43.1W、定格出力型、電圧100~242V 本体：ステンレス、カバー：ポリカーボネート（乳白） 防湿型・防雨型 器具光束1480lm、消費電力14.9W、電圧100~242V 天井直付型、壁直付型、保護等級：IP23 5000K、Ra83、光束維持時間40000時間（光束維持率85%）</p> <p>参考品番：直付XLW463KENZLE9</p>		LBF3MP/RP-2-13																																				
E37	iDシリーズ直付型40形 iスタイル	a30	LED非常灯専用型リモコン自己点検機能付																																								
	<p>省エネタイプ、6900lmタイプ 消費電力36.3W、定格出力型、電圧100~242V 本体：銅板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵</p> <p>LSS1-4-65</p>		<p>直付中天井用（～6m）、30分間タイプ LED内蔵、非常時・非常灯用LED点灯／常時消灯 非常灯許定番号：LALE-006 レンズ：ガラス、カバー：銅板（ケールホワイトや消し仕上） 電圧：100~242V、蓄電池：ニッケル水素電池 点検スイッチ付、自己点検スイッチ付 充電モニタ（緑）付、リモコン：FSK9091OK（別売） 保守番：O-92</p> <table border="1"> <caption>K0143775</caption> <thead> <tr> <th>器具取付高さ</th> <th>2.1m</th> <th>2.4m</th> <th>2.6m</th> <th>3.0m</th> <th>4.0m</th> <th>5.0m</th> <th>6.0m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単体配置</td> <td>A1</td> <td>5.4</td> <td>5.9</td> <td>6.3</td> <td>6.9</td> <td>7.9</td> <td>8.7</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>直線配置</td> <td>A2</td> <td>11.3</td> <td>12.7</td> <td>13.5</td> <td>15.2</td> <td>18.6</td> <td>21.0</td> <td>22.8</td> </tr> <tr> <td>四角配置</td> <td>A4</td> <td>8.5</td> <td>9.6</td> <td>10.2</td> <td>11.6</td> <td>14.6</td> <td>17.2</td> <td>19.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>K1-LSS11-3</p>	器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m	単体配置	A1	5.4	5.9	6.3	6.9	7.9	8.7	6.4	直線配置	A2	11.3	12.7	13.5	15.2	18.6	21.0	22.8	四角配置	A4	8.5	9.6	10.2	11.6	14.6	17.2	19.4					
器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m																																				
単体配置	A1	5.4	5.9	6.3	6.9	7.9	8.7	6.4																																			
直線配置	A2	11.3	12.7	13.5	15.2	18.6	21.0	22.8																																			
四角配置	A4	8.5	9.6	10.2	11.6	14.6	17.2	19.4																																			

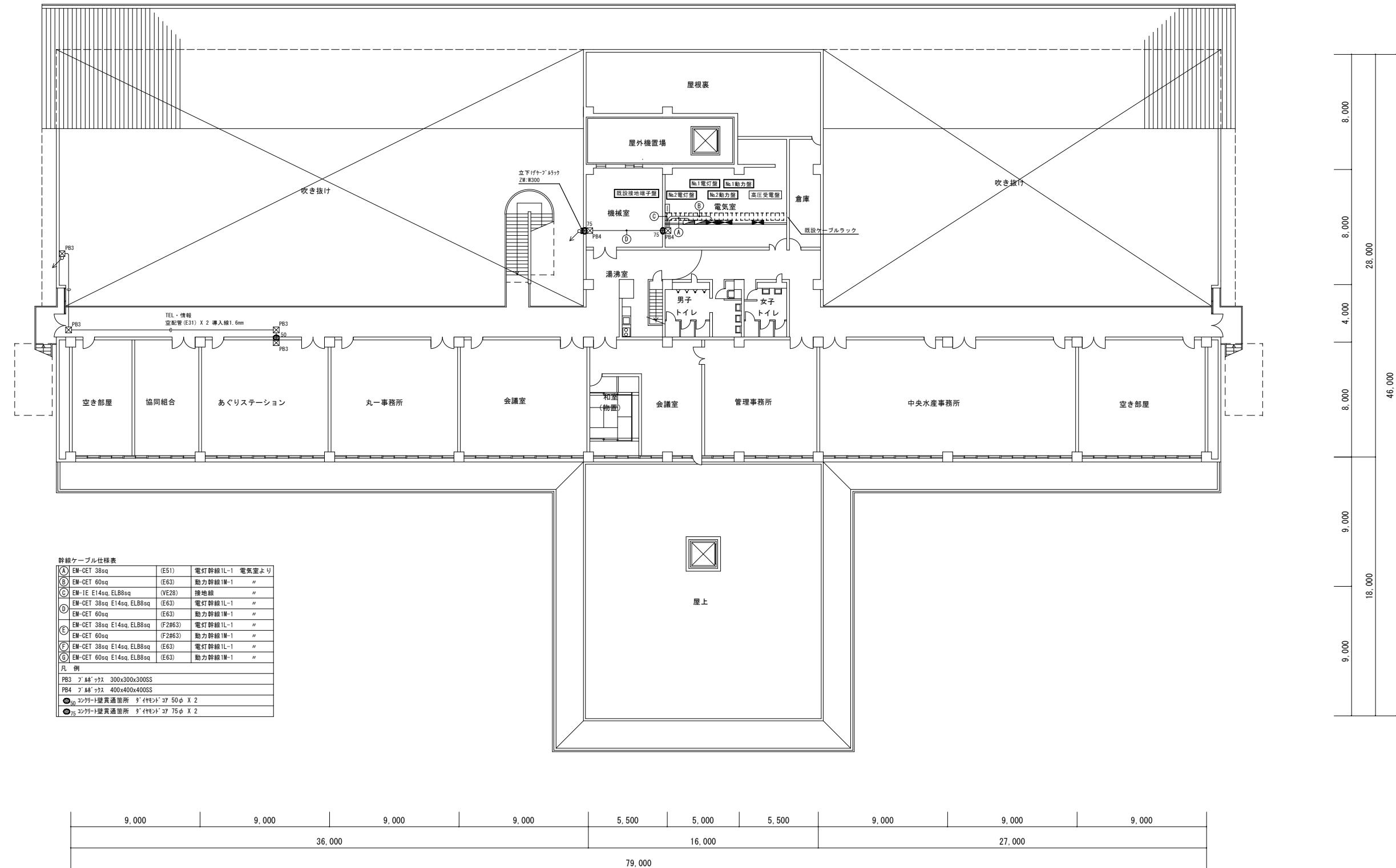
【注記事項】
各器具色温度については監督員と
協議のうえ決定とする

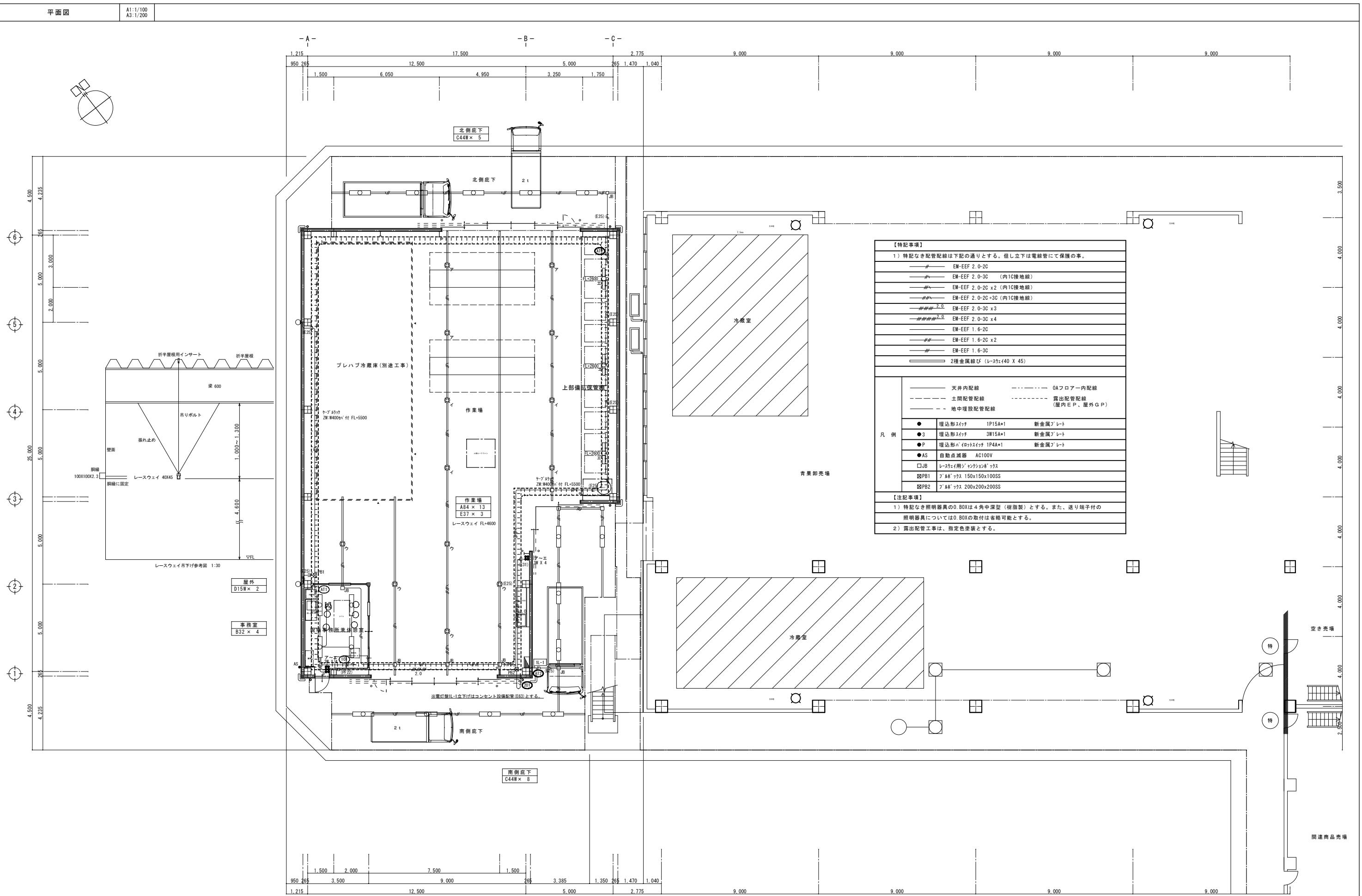
着工										株式会社 創作舎	作成	名 称
竣工											2025.10.10	東近江市農業振興施設整備工事(電気・機械設備工事)
施工											印	図名 照明器具姿図



着工		株式会社 創作舎	作成	名 称
竣工			2025.08.20	東近江市農業振興施設整備工事
施工			印	図名 関線・動力設備 平面図

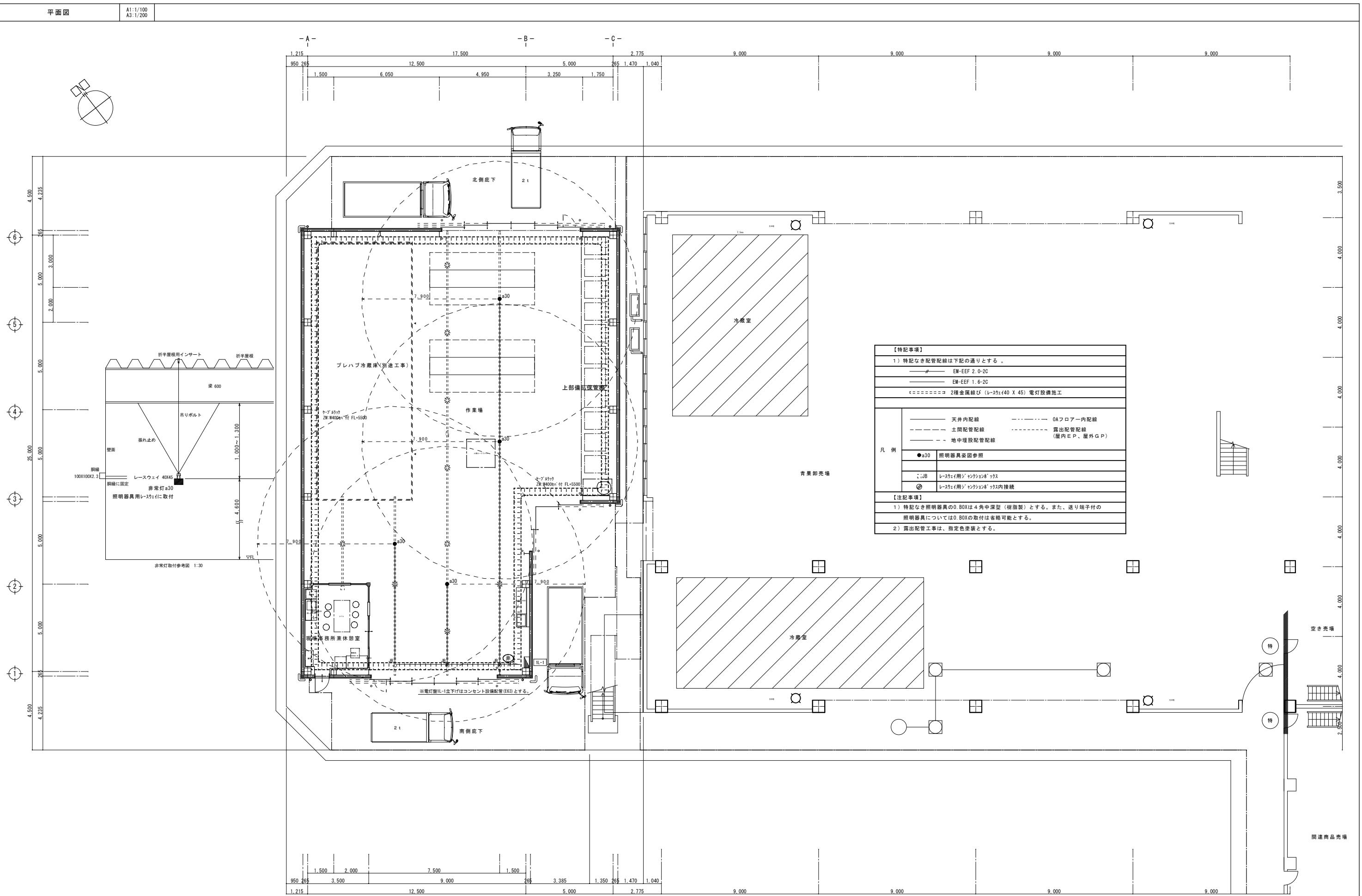






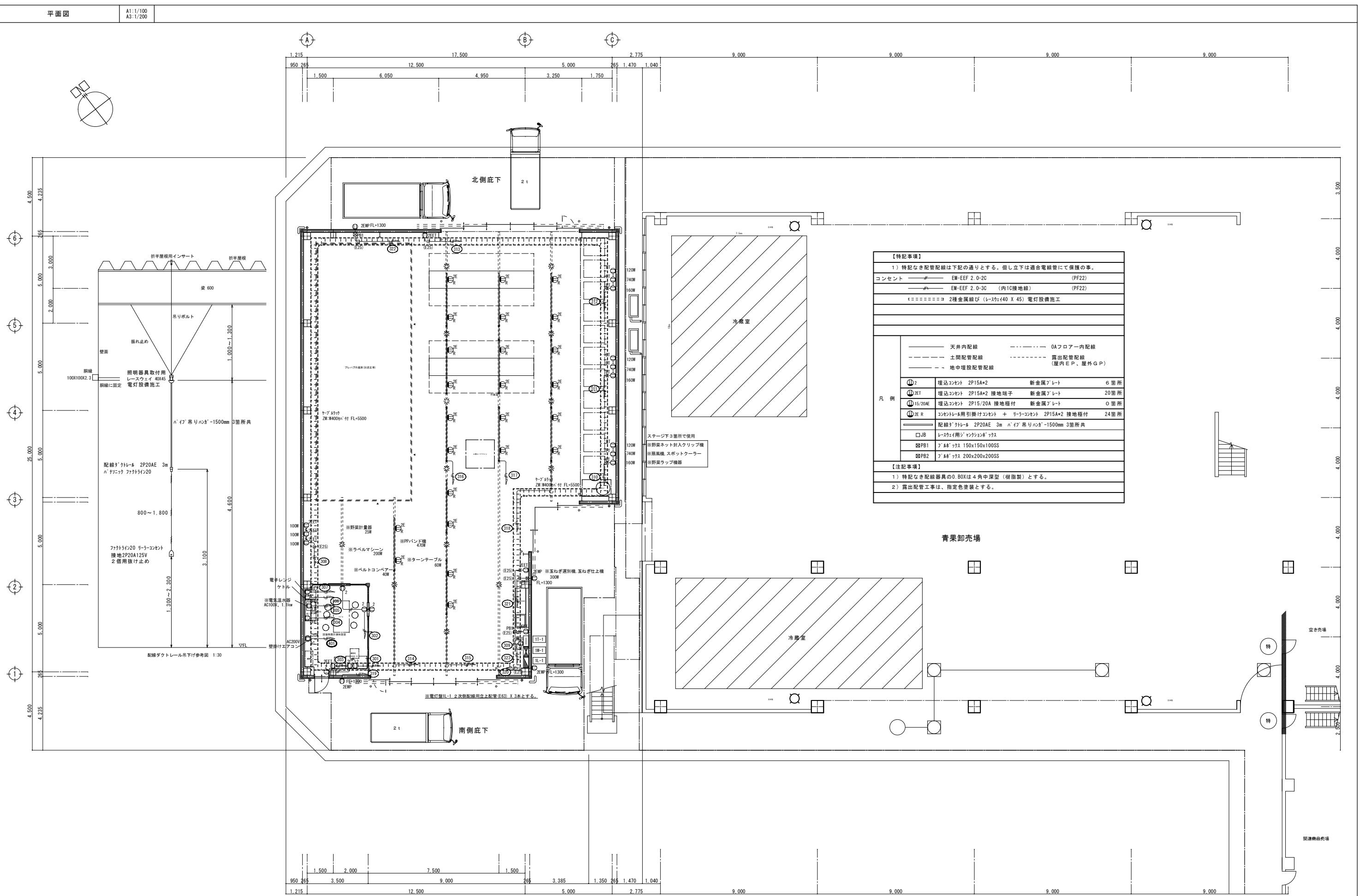
着工	
竣工	
施工	

株式会社 創作舎	作成 2025.10.10	名称 東近江市農業振興施設整備工事(電気・機械設備工事)
1級建築士登録 第248195号 小杉光史	監印	図名 電灯設備 平面図



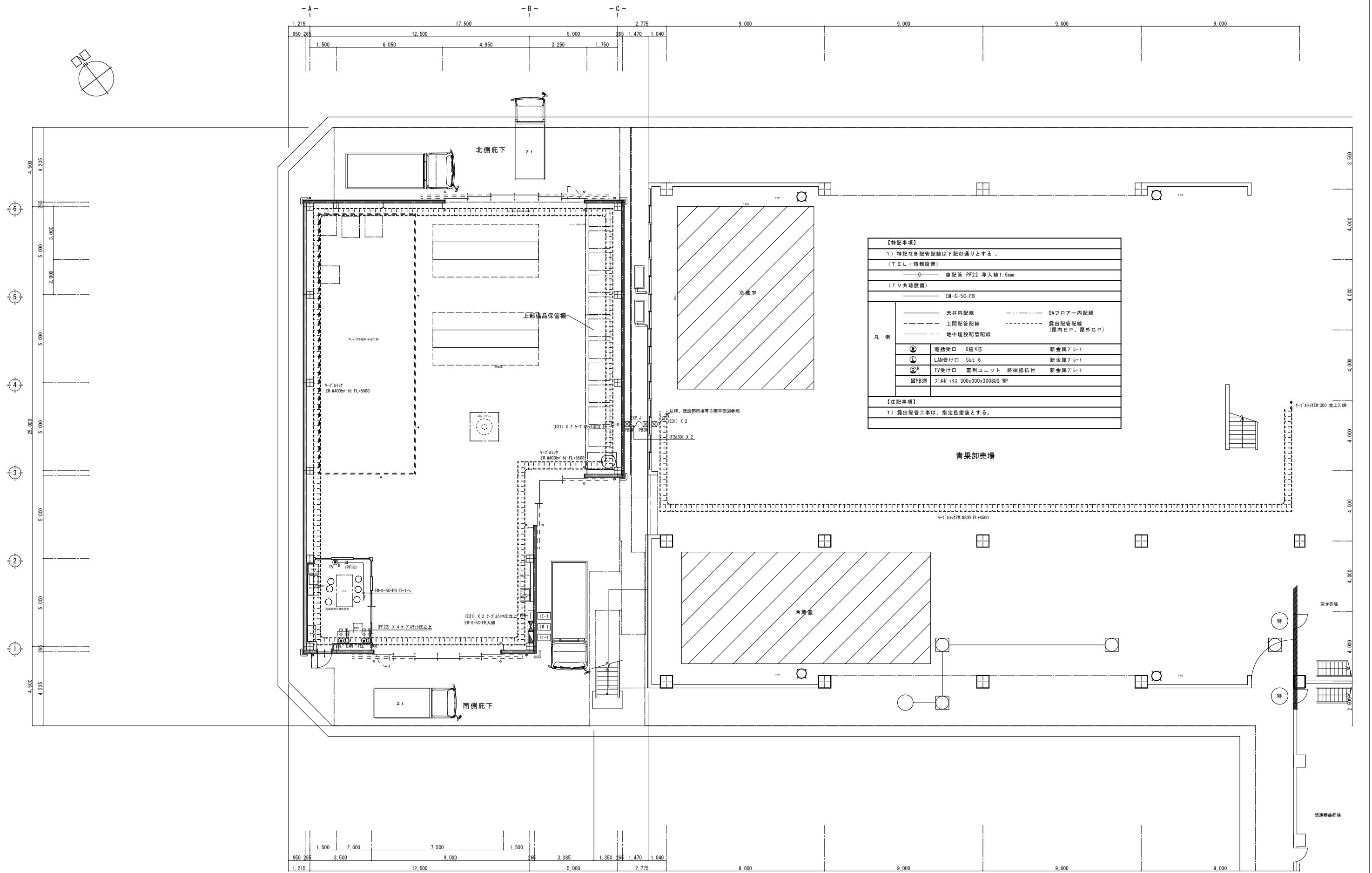
着工	
竣工	
施工	

株式会社 創作舎	作成 2025.10.10	名 称 東近江市農業振興施設整備工事(電気・機械設備工事)	圖番
1級建築士登録 第248195号 小杉光史	監印	図名 非常灯設備 平面図	電 - 13



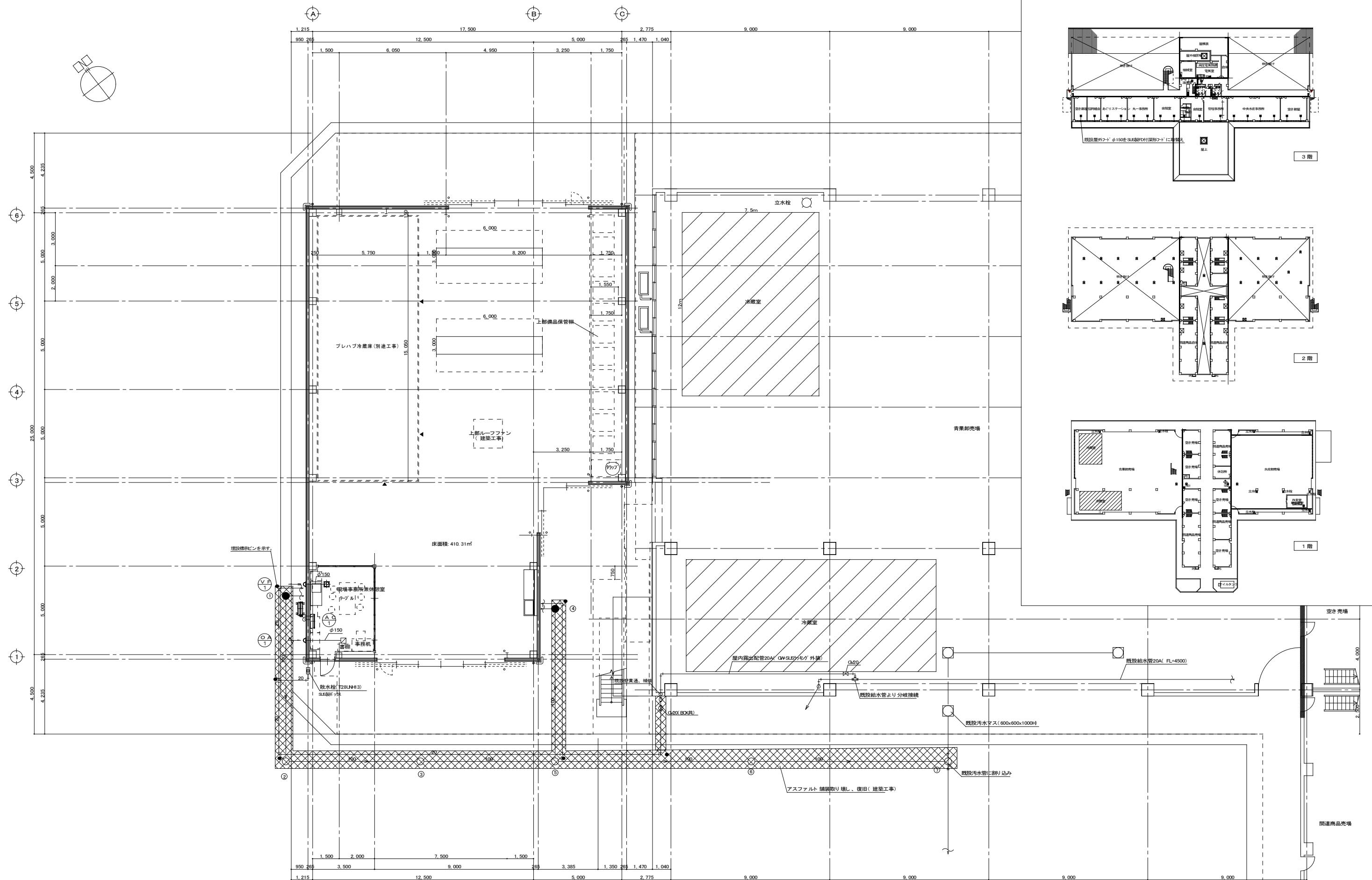
着工	
竣工	
施工	

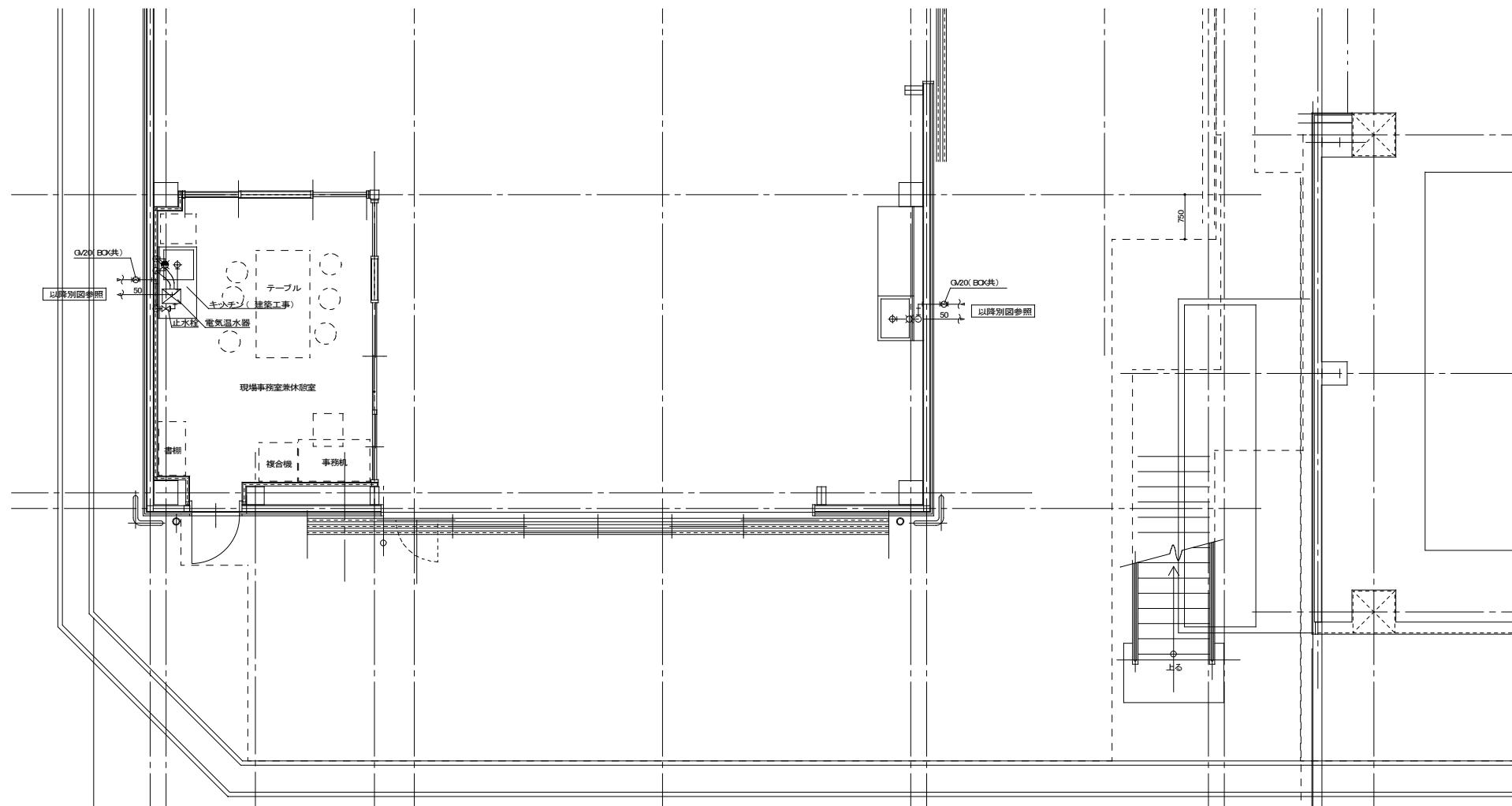
株式会社 創作舎	作成 2025.10.10	名称 東近江市農業振興施設整備工事(電気・機械設備工事)	圖番
1級建築士登録 第248195号 小杉光史	監印	図名 コンセント設備 平面図	電 - 14



工事区分表							以下の項目は○印部分を区分して施工する。ただし、図面その他に特記のあるものは、それに従う。								
	工事項目	建築	電気	機械		別途	備考		工事項目	建築	電気	機械		別途	備考
①	軸体貫通スリーブ及び箱入れ、穴埋め補修	○	○	○				5.6	電動ブライド・電動バトン・電動スクリーン用配線工事（1次・2次）及びリモコン取付け	○					
②	設備用軸体貫通の補強筋及び開口部補強筋	○						5.7	造り付け家具、備品の製作・設置	○					
3	地下消火水槽、蓄熱槽等の躯体内外防水仕上、マンホール、タラップ、連通管							5.8	カーテン、カーテンボックス	○					
4	点検口の製作取付け（床、壁、天井）	○						5.9	サイン	○					
5	吹出口、吸込口、照明器具、スピーカー等の埋込器具取付けのための穴開け、補強	○						6.0	コーナーカバー	○					
6	建物外壁に取付く給排水ガラリの製作取付け	○					（フィルター：機械）	6.1	ブルル	○					
7	建具ガラリの製作取付け	○						6.2	ブルルの給水・排水	○	○				
8	防火区间、防火上主要箇所に亘る貫通部処理		○	○				6.3	床暖房の給湯器用のコンセント取付け	○					
9	その他設備機器用基礎及び仕上げ	○						6.4	床暖房の二次側配管、配線、リモコン用配管、配線		○				
10	設備機器用既製品基礎・鉄骨架台基礎	○	○					6.5	F F式暖房器具の一次配管、配線	○					
11	設備機器取付けに伴うアンカーボルト取付け及び穴埋め補修	○	○					6.6	F F式暖房器具の二次配管、配線		○				
12	受水槽及びポンプ室付受水槽							6.7	ガス漏れ警報器の配管、配線、取付け	○					
13	高架水槽		○				補充水槽	6.8	自家発電機の取付け		○				
14	LPGバルクタンク等ペーパーライザー		○					6.9	自家発電への配管、入線	○					
15	各種水槽の電極棒及び配管、配線工事	○	○					7.0	シャワーユニットの一次側給水配管、給湯配管		○				
16	全上電極棒及び電極棒の調整		○					7.1	シャワーユニットの給水配管、給湯配管の接続	○					
17	消防水槽		○					7.2	シャワーユニットの一次側配管、配線	○					
18	グリース阻集器（補強工事とも）		○					7.3	シャワーユニットの二次側配管、配線	○					
19	既製品流し、ガス台、吊り戸棚、水切り棚	○						7.4	全上機器の取付け	○					
20	I Hコンロ		○					7.5	しゃぶ工引渡しまでの工事用、調整用電気、水道、ガス等の基本料金、使用料	○	○	○			
21	電気温水機		○					7.6	諸官庁等の検査、その他必要な検査の申請手続	○	○	○			
22	既製品流しの排水金物		○					7.7	機械設備機器の一次側、二次側の配線、接続	○					計画通知に係る手続は、監理者によるものとする。
23	造り付流しの排水金物		○					7.8	発電機の設置、試運転、調整		○				
24	洗面器、便所に取付の既製品防錆鏡		○					7.9	発電機の一次側、二次側の配線、接続	○					
25	洗面器、便所に取付の大型製作防錆鏡	○						8.0	本工事に伴う各設備の引込負担金			○			
26	洗面化粧台及び鏡		○					8.1	E V工事における各階出入口の孔あけ工事	○					
27	便器、手洗い廻りの手摺		○				下地補強は建築工事	8.2	E V工事における各階乗場出入周囲のモルタル詰め又はロックウール詰め工事	○					
28	小便器自動洗浄用の側電源配管、配線工事	○						8.3	E V工事における乗場駆け付け後の出入口廻りの壁・床及び建築物補修仕上げ工事	○					
29	フードの製作取付け		○					8.4	E V工事における屋上・開放廊下等直接外気と接する乗場における雨水よけ工事	○					
30	防火戸、防煙、防火シャッターの一次側配管、配線		○					8.5	E V工事におけるピット内防水及び埋め戻し工事	○					
31	防火戸、防煙、防火シャッターの二次側配管、配線、開放装置、調整	○						8.6	E V工事における受電箱までの動力電源・照明電源・接地線の引込み及びつなぎ込み工事	○					
32	全上用の煙感知器運動装置、制御盤		○					8.7	E V工事におけるインターホン・非常ベル、その他E Vに必要な配管配線設備	○	○				
33	昇降機		○					8.8	E V工事におけるピット点検用コンセント設備工事	○					
34	昇降機の出入口三方栓カゴ内インターホン取付け及び二次側配管配線、制御盤	○						8.9	E V工事における昇降路頂部の煙感知器設置工事（昇降路頂部から点検が可能）	○					
35	昇降機の一次側配管、配線工事		○					9.0	設備機器・器具・配管・配線・ダクト用における吊りボルト及びインサート	○	○				
36	防犯用配管工事		○					9.1	テレビ・エアコン等のリサイクル料			○			
37	全上入線（電源送り）及び機器取付														
38	フラッグポール		○												
39	雨水排水の会所樹、排水管		○												
40	ルーフドレン及び豎槽配管工事		○												
41	汚水、雑排水の会所樹、排水管		○												
42	消火器・消火器収納ボックス		○												
43	電話機器		○												
44	C A T V		○												
45	テレビ共聴受信		○												
46	エアコン用スリーブ		○												
47	空調リモコンの配管、配線工事（集中管理リモコンとも）及び試運転調整		○												
48	空調機電源供給工事（室内機・室外機）		○				冷媒配管に共巻き								
49	空調機室内機から室外機間渡り配線工事		○												
50	換気扇及び換気扇取付棒		○												
51	天井扇、ダクト、ガラリ、ベントキャップ		○												
52	天井扇、換気扇、サイクル扇のスイッチ取付け工事		○												
53	湯沸器本体及び壁取付け用部材		○												
54	給湯リモコン用配管、配線工事及びリモコン取付け		○												
55	電動ブライド・電動バトン・電動スクリーン取付け工事	○													

設備用の開口補強数量表																																	
1 設備用軸体貫通補強筋及び開口部補強筋																																	
(1) 梁貫通補強筋（貫通孔 D / 3 以下、梁巾一 400 以下の場合、D は梁せい）																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貫通内径（φ）</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>							貫通内径（φ）	数 量	備 考																								
貫通内径（φ）	数 量	備 考																															
※貫通内径 1000 未満の時は補強を必要としない。 (H : 貫通内径 mm)																																	
(2) 壁開口補強筋																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開口面積（m²）</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>							開口面積（m²）	数 量	備 考																								
開口面積（m²）	数 量	備 考																															
※壁筋を切削しない場合は補強を必要としない。 (A : 開口面積 m²)																																	
2 設備用下地材開口補強																																	
(1) 壁開口補強 経量鉄骨壁下地、木枠等																																	





平面詳細図 S-1/5

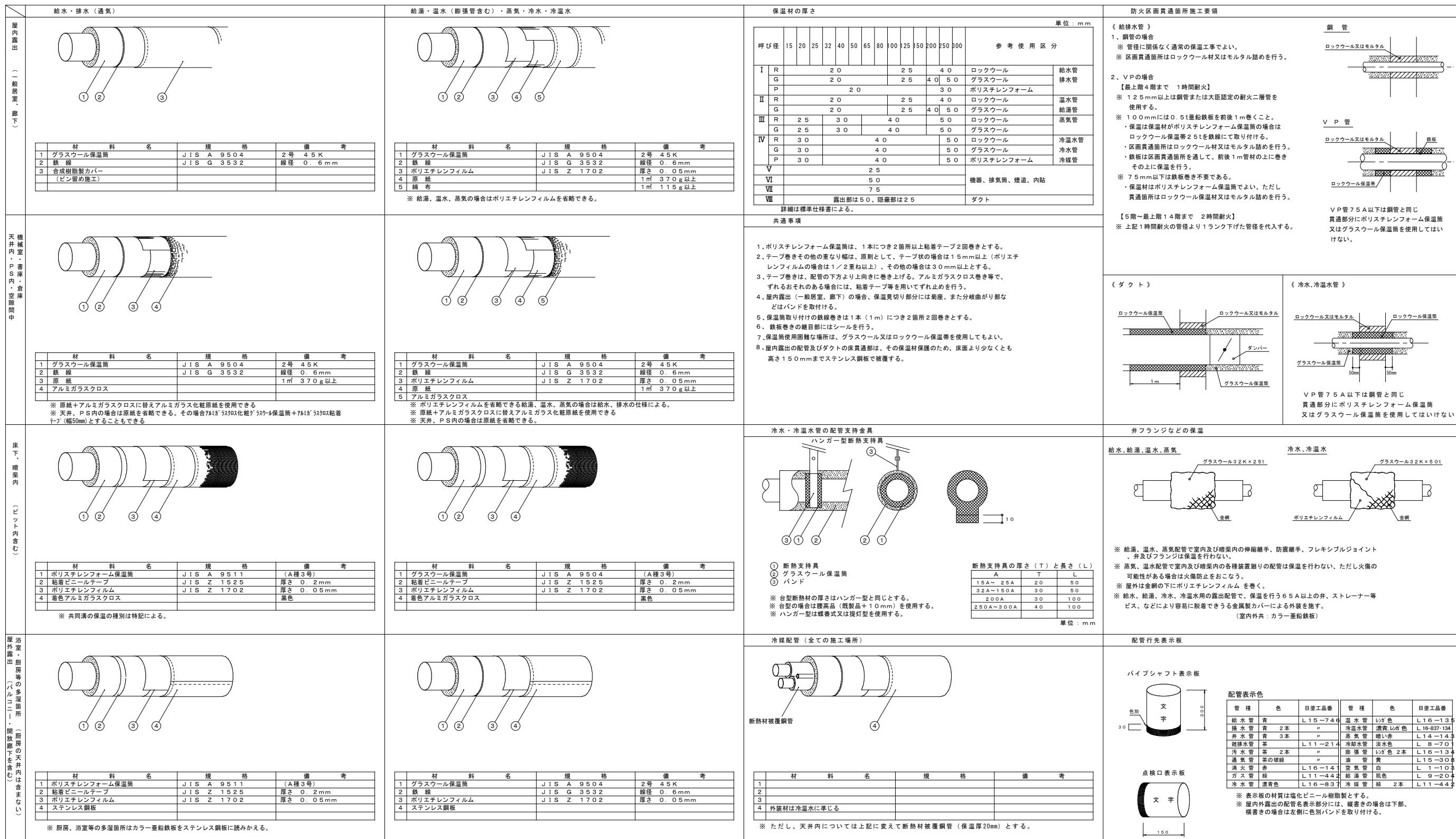
衛生器具表

空調機器リスト

記号	名称	仕様／形式	電源	消費電力 (定格)	台数	備考／参考品番
(A C) 1	ルームエアコン	形式: 壁掛形 能力: 冷房 5.6 (0.7~5.7) kW 暖房 6.7 (0.6~9.0) kW 冷媒: R32 付属品: ワイヤレスリモコン・室外機用タイガーベース 室内外連絡配線・その他必要部材1式	1φ200V (室内電源)	冷房 2070W 暖房 1880W	1	現場事務所兼休憩室 S564ATEP-W
(V F) 1	ダクト用換気扇	形式: インテリア格子タイプ Φ150 x 300 mm/hx40 pa 付属品: ステンレス製深形フード	1φ100V	48W	1	現場事務所兼休憩室 VD-20Z×14-C
(O A) 1	給排気グリル	形式: 風量調整機構付 材質: プラスチック製 付属品: ステンレス製深形フード			1	現場事務所兼休憩室 P-18GL6

着工						株式会社 創作舎	作成 2025.10.10	名称 東近江市農業振興施設整備工事(電気・機械設備工事)	図番
竣工									
施工						1級建築士登録 第248195号 小杉光史	証印	図名 平面詳細図・衛生器具表・機器表・樹リスト	機-05

保温施工標準図(1)



- ※ 特記以外はこの施工標準図による。
- ※ 設計図書に明確の無い場合又は疑いが生じた場合は監督員と協議する。
- ※ 現場の収まり、取り合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合は監督員と協議する。
- ※ 詳細は国土交通省機械設備工事共通仕様書及び同施工管理指針に基づく。
- ※ 通気管の保満は排水分岐より 100mm のみ保満を行う。
- ※ 着粘性ビニールテープ 1 本 1m 付き 2 箇所を巻き回す。
- ※ 着粘性の床下、壁、天井かべ、柱、梁等は保満を行わない。

着工							株式会社 創作舎	作成	名称	東近江市農業振興施設整備工事(電気・機械設備工事)	機-06
竣工								2025.10.10			
施工								証印	図名		